

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社の事業精神は「日々新たに、社会に役立つ」という経営理念に示されております。“一時の利を考えず、社会貢献から生まれる利益を追求する。社会を結び、企業を作り、人心を結び、人格を作り、新しい活力を作る。利己の心でなく、利他の心で活動する。”ことが当社の企業倫理のバックボーンであります。

当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、経営上の最も重要な課題の一つと位置づけており、法令に基づいて取締役会と監査役・監査役会が中心となって経営の監視・監督を行うとともに、会社独自の仕組みとして「経営会議」「ネットワーク管理室」が経営効率化の向上、「内部監査室」「内部統制(J-SOX)推進室」が経営監視機能の強化、法令遵守の徹底を進めています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
小西 恭彦	202,000	3.54
安達 稔	200,800	3.52
安達 良紀	185,000	3.24
株式会社SBI証券	148,900	2.61
関 誠	146,000	2.56
河野 信夫	126,000	2.21
佐野 貞彦	90,200	1.58
日本証券金融株式会社	85,400	1.50
安達 俊彦	85,000	1.49
長瀬産業株式会社	80,000	1.40

支配株主(親会社を除く)の有無 更新 —

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

当社においては、親会社・大株主はありません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期 更新 3 月

業種 更新 化学

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	8 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
駒井幸三	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
駒井幸三	○	株式会社タカトリの代表取締役社長に就任されていた経験もあり経営に熟知されています。当社との間には特別の利害関係はありません。	経営体質の強化の為に選任いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	4 名

監査役の人数 更新

3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は人員規模が小さいため、独立した社内組織としての内部監査部門は設けておりませんが、内部監査室の担当者を2名(現在は、関東工場長と本社生産技術部課長が兼任)を置いて内部監査業務に当たることとしています。

内部監査は、基本方針、目的、重点目標及び年間スケジュールに基づき、各部門に対して監査を年2回以上実施します。

内部監査は、計画・実施・統制・評価のマネジメントサイクルに沿って運用されており、内部監査実施後に内部監査報告書・改善勧告書が被監査部門長へ提出され、被監査部門長の改善着手書を評価した後に被監査部門の是正処置が実施されています。

また、内部統制監査に対応して内部統制推進室が全社統制と主要な業務プロセスについて内部統制監査を実施し、その有効性を判断しています。

当社の監査役は3名であり、監査役会で立案した監査計画に従って取締役会への出席や社内各部門に対する監査役監査を実施し、さらに内部監査人からの報告を利用するなどの手続を通じて、取締役の業務執行に対しての適法性および妥当性を監視しています。

また、代表取締役および監査役は、会計監査を担当する監査法人と定期的に協議を行っております。

内部監査人、監査役及び監査法人は、それぞれ異なった視点から様々な項目の監査を行っておりますので、内部監査の結果は監査役及び監査法人にも定期的に報告されており、その内容・結果について詳細に協議することで効果的かつ効率的な監視・監督をめざしています。

社外監査役の選任状況 更新

選任している

社外監査役の人数 更新

3 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新

1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
魚田昌孝	他の会社の出身者													
松本 茂	弁護士													
酒井正輔	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
魚田昌孝	○	常勤監査役魚田昌孝氏は、長年にわたり金融機関に勤務された経歴を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。	魚田氏は、信用金庫に長年勤務していましたが、既に同金庫を退職しています。当社は、同信用金庫から借入金はなく、当社の意思決定に対して影響を与え得る取引関係はありません。また、魚田氏が、経営陣から著しいコントロールを受けたり、経営陣に著しいコントロールを及ぼすこともありません。魚田氏は、反社会的勢力との関連が一切無く、保有株式数、監査役報酬および信用金庫における経歴等からみて一般株主と利益相反の生じるおそれがない、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

松本 茂		松本茂氏は、松本茂法律税務事務所の代表者を兼務しております。	松本茂氏は、松本茂法律税務事務所の代表者を兼務しています。なお、当社は松本茂法律税務事務所との間には特別の関係はありません。
酒井正輔		酒井正輔氏は、中小企業診断士です。	酒井正輔氏は、中小企業診断士です。当社は酒井正輔氏の中小企業診断士業務とは特別の関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役、従業員に対して、士気の高揚を目指し、社外コンサルタント、当社への助言・指導をいただいた社外協力者や創業時に功績のあった外部支援者に新株予約権を交付しましたが、平成23年6月30日をもって権利行使期間は終了しました。今後のストックオプション制度の実施については検討中です。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
-----------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	なし
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役3名と社外取締役1名が全ての取締役会に出席し、取締役会が取締役の業務執行を監視・監督する状況をリアルタイムでモニタリングすることで、社外からの経営に対する監視機能が発揮されているものと考えています。さらに、コーポレート・ガバナンスを強化するため、社外取締役および社外監査役をサポートする体制として、内部監査室や内部統制推進室の情報だけでなく経営会議・ISO推進室・部門進捗会議等の重要なミーティングにも原則として出席していただくよう要請しています。

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役会の意見を尊重し、内部監査室が 監査役の要望に沿った監査を実施し、監査結果を報告する。
2. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人については、取締役の指揮命令系統からの独立性を確保する
3. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する事項
法令の定めによるもののほか、重要な会議への監査役に出席、内部通報規程の適切な運用などにより、報告者が不利な扱いを受けないことを含めた適切な報告体制を維持する。

4. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行い、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握する。
また、監査役は、内部監査室および会計監査人と密接に連携し、監査役監査の実効性を高めるための環境整備を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、「株主総会」「取締役及び取締役会」「監査役及び監査役会」「経営会議」の主要な意思決定機関を中心としてコーポレートガバナンスのための組織体制を構築しています。
この他に、内部監査を実施する「内部監査室」、IT全般の管理を行う「ネットワーク管理室」、内部統制を整備・運用・管理・評価する「内部統制(J-SOX)推進室」、ISOを管理推進する「ISO推進室」を設置しています。
これらの各組織については其々について規程を設けており、合理的かつ効率的に運用され、また運用の状況が内部監査に耐えるよう配慮しています。
さらに、全社的な仕組みとして「リスク管理規程」「内部情報管理規程」「内部通報規定」を定め、業務執行および監査・監督の機能を補完しています。

なお、指名、報酬決定等の機能につきましては、特段の定めはありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査役・監査役会および社外取締役が代表取締役および取締役会の業務執行等の監視・監督を行うことにより、経営の健全性と透明性の維持・向上を図り適正なコーポレートガバナンスが維持できるものと考えています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の3週間前を目処としています。
集中日を回避した株主総会の設定	2015年の定時株主総会は6月25日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、インターネットによる議決権行使サイトを開設しています。
その他	株主総会の招集通知およびその添付書類(和文)を、2015年6月3日から当社ホームページに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年5月25日(月)に、大阪市北浜の大阪証券取引所ビルにて開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年5月25日(月)に、大阪市北浜の大阪証券取引所ビルにて開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	「IRニュース」「IRライブラリ」決算説明資料等を掲載しております。	
その他	当社のHPにて、IR資料の他、会社の概要・業務内容等および商品説明を掲載しています。 また、会社の概要・業務内容については英語での掲載も行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

当社の内部統制システムに関する考え方およびその整備の状況は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役会は原則として毎月開催して、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに取締役の業務執行を監督する。
法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であるとの認識のもと、コンプライアンスを取締役自らが積極的に推進する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定め、適切にその保存・管理にあたる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に関連するリスクについて、毎期経営計画に反映して経営のマネジメントサイクルの中で統制し、リスクの低減を図る。
各取締役は自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、毎月1回開催する経営会議の中でリスク管理を議題としてリスク管理に関する情報交換と対応策について検討を行う。
自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、管理体制(BCMS)を構築し、維持する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画において毎期、会社の基本方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制・評価のマネジメントサイクルを展開する。
各本部は、四半期毎に部門進捗会議において、各本部の職務の進捗状況を取締役に報告し、マネジメントサイクルを実践する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため体制

「社是」および「経営理念」を基にコンプライアンス教育を実施し、法令遵守と社会倫理遵守が企業活動の原点であることを徹底する。
そして、業務運営における適法・適正な手続・手順を明示した社内規程を整備し、運用する。
各本部の業務運営が法令・定款に適合していること確認するために、定期的に内部監査室による監査を実施する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 **更新**

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人と捉え、一切の関係を排除しています。

反社会勢力への対応は管理本部が行い、関係行政機関や外部専門機関等と緊密な連携をはかりつつ速やかかつ厳正に対応します。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし
-----------------------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項